

スチュワードシップ活動の状況（2016年7月～2017年6月）

（1）「投資先企業の状況把握」の実施状況

投資先企業に係る公表された企業開示情報に加え、投資先企業が開催する決算や中期経営計画等に関する説明会やスモールミーティング、ESG ミーティングへの参加を通じて、経営環境、経営状況や経営戦略に関する情報を収集、把握しました。

（2）「投資先企業との対話」の実施状況

① 対話の概況

対話においては、企業価値や株主価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス体制、中期的な事業戦略、海外戦略、資本政策、株主還元方針など、幅広いテーマで議論を行いました。

対話候補先の選定にあたっては、アクティブ運用ファンドで投資する企業に加えて、パッシブ運用ファンドで投資する企業については、市場における時価総額等の基準で絞り込みを行うなど、活動効果に着目した選定を行いました。

② 年間の対話件数

		件数
企業との個別対話		100
主に事業戦略や資本政策に関する対話	うち経営層との対話	48
	うち経営層との対話	45
主にコーポレートガバナンスに関する対話	うち経営層との対話	52
	うち経営層との対話	25
経営層との対話計		70

③ 対話の具体例

〔ガバナンス体制（取締役会の構成）〕

弊社からの問題提起	成果、今後の方針
企業規模や事業規模に比して取締役員数が過大と考えられる不動産企業に対して、迅速な意思決定や効果的な監督機能を阻害する虞がある点を繰り返し指摘しました。	同社においては、取締役総員数を半減するとともに、独立社外取締役の占める割合を 1/3 以上に引き上げるなど、監督機能と執行機能の明確化が図られました。

〔ガバナンス体制（社外役員の独立性）〕

弊社からの問題提起	成果、今後の方針
旧企業グループに属する会社間で社外取締役や社外監査役が相互就任となっている複数の企業に対し、独立性の観点で問題があるとの考えを伝え、見直しを求めました。	一部の企業からは、相互就任関係を見直す方向で検討している旨の回答を得ました。理解が得られていない企業については、今後も継続的に対話を行います。

〔事業戦略・資本政策等〕

弊社からの問題提起	成果、今後の方針
多額の金融資産を保有している企業において、成長投資のための具体的な資金使途が乏しい場合については、株主還元を強化するよう求めました。	将来の成長に向けた投資と株主還元のバランスを注視しながら、今後も対話を継続します。

(3) 「議決権行使」に関する取り組み状況

① 議決権行使ガイドラインの改定

2017年4月および6月に議決権行使ガイドラインの一部見直しを行いました。

今年度の主な変更内容は、取締役の独立性に関する基準を一部見直したこと、買収防衛策を導入・更新する企業については取締役会の構成や独立委員会等についてより高い独立性要件を求めること、などです。

なお、改定後のガイドラインについては、議決権行使プロセスの可視性を高める狙いから、具体的な判断基準も含めて弊社ウェブサイト上に開示することとしました。

URL :

<http://www.smtam.jp/shared/images/company/policy/voting/images/guideline201706.pdf>

② 議決権行使結果 (2016年7月～2017年6月)

<会社提出議案>

(件)

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対等行使比率(※4)
剰余金処分	1,391	35	1	0	1,427	2.5%
取締役選任(※1)	1,268	984	1	0	2,253	43.7%
監査役選任(※1)	964	302	0	0	1,266	23.9%
定款一部変更	536	23	1	0	560	4.3%
退職慰労金支給	128	76	0	0	204	37.3%
役員報酬額改定	626	27	0	0	653	4.1%
新株予約権発行	92	20	0	0	112	17.9%
会計監査人選任	42	0	0	0	42	0.0%
組織再編関連(※2)	46	0	0	0	46	0.0%
買収防衛策	30	100	0	0	130	76.9%
その他会社提案(※3)	283	8	0	0	291	2.7%
合計	5,406	1,575	3	0	6,984	22.6%

(※1) 複数候補者の選任に関する議案については、1名でも候補者に反対した場合は「反対」としてカウント

(※2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合等

(※4) 反対等行使比率 = (反対+棄権) / 合計

<株主提出議案>

(件)

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計	反対等行使比率(※6)
合計(※5)	3	198	0	0	201	98.5%

(※5) 複数候補者の選任に関する議案については、1名でも候補者に賛成した場合は「賛成」としてカウント

(※6) 反対等行使比率 = (反対+棄権) / 合計

<議決権行使結果の概況>

・2016年7月から2017年6月に株主総会が開催された企業のうち、弊社が投資信託資産もしくは投資一任資産において株主議決権を保有する2,044社の全ての議案について個別に審査を行い、議決権行使を行いました。

・会社提出議案は合計で6,984議案あり、5,406議案については会社提案に賛成、1,575議案については会社提案に反対(役員選任に関して一部候補者への反対を含む)との議決権行使を行いました。また、株主提出議案は201議案あり、3議案について株主提案に賛成、残りの198議案については株主提案に反対

との議決権行使を行いました。

- ・会社提出議案に反対票を投じた主なケースは、「ROE が 3 期連続で 5%を下回る企業や社外取締役が 2 名未満である企業における代表取締役の再任」「独立性が認められない社外取締役、社外監査役の選任」「業績が基準を満たさない企業や、取締役会や独立委員会について十分な独立性が確保されていない企業における、買収防衛策の更新」などです。特に買収防衛策の更新議案については、議決権行使ガイドラインにおける判断基準の改定を受けて、反対行使比率が前年比で大幅に上昇しました。（2015 年 7 月～2016 年 6 月開催の株主総会における反対行使比率は 49.1%）
- ・なお、弊社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングスについては、利益相反のおそれがある取引として、全議案に棄権しました。

③ 議決権行使結果の開示

議決権行使結果については、議案種別毎の集計結果に加えて、2017 年 4～6 月総会開催分から、個別企業・議案毎の行使結果について、弊社ウェブサイトでの開示を開始しました。

URL :

<http://www.smtam.jp/shared/images/company/policy/voting/images/2017Q1.pdf>

(4) スチュワードシップ・コードの実施状況に係る自己評価

〔企業との対話および議決権行使〕

- ・企業の持続的な成長を支える基盤としてコーポレートガバナンスの確立が不可欠との認識のもと、弊社では企業との対話と議決権行使を密接に結びつけた活動を軸に、スチュワードシップ活動を進めております。2016 年 12 月にスチュワードシップ活動の専任組織としてスチュワードシップ活動推進室を設置し、態勢強化を図っています。
- ・企業との対話にあたっては、パッシブ運用ファンドにおける時価総額等の基準による候補先企業の選定*などにより、活動効果に着目した取り組みを実施しました。
*対話実施企業の平均時価総額（2016 年 7 月～2017 年 6 月）：約 1.0 兆円
- ・コーポレートガバナンスに係る対話については、弊社が求めるコーポレートガバナンスの基準を示した「議決権行使ガイドライン」を明示した上で、ガバナンスを主要なテーマとする企業との積極的な対話を行うとともに、対話を踏まえた議決権の適切な行使を行っております。その結果、一部の投資先企業でコーポレートガバナンス体制の改善が見られるなどの効果を確認しており、今後とも取り組みを継続、強化していく方針です。
- ・一方、投資先企業との間での中長期的な事業戦略あるいは資本戦略等に係る対話については、経営層との対話機会を増やすなどの取り組みを進めているところですが、企業価値向上に向けた対話の実効性を高めるためには、一層のレベルアップが求められると認識しています。
- ・こうした課題認識のもと、今後は、既に発表されている三井住友信託銀行の資産運用事業との統合も踏まえながら、実効性を高めるべく一層の態勢強化を図って参ります。

〔利益相反管理〕

- ・議決権行使については、スチュワードシップ責任を果たす上で利益相反のおそれがある取引として類型化されており、弊社が属する三井住友トラスト・グループの三井住友信託銀行の法人営業部署との間で、情報の遮断や人事異動の制限を行うなどの措置を講じております。また、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株については全議案に棄権しています。
- ・議決権行使ガイドラインや議決権行使内容については、コンプライアンス部署を構成メンバーに含むスチュワードシップ・議決権行使委員会で決議・報告が行われるとともに、独立社外取締役ならびに外部有識者を含むフィデューシャリー・デューティー諮問委員会において、社外者の視点からの議決権行使結果を含むスチュワードシップにかかる取組状況に関し意見や提言を受けております。
- ・議決権行使ガイドラインにおいては、具体的な行使判断基準を予めウェブサイトで公開するとともに、行使結果については個別議案毎に開示するなど、行使判断プロセスの可視性向上に取り組んでおります。
- ・引き続き、利益相反管理方針に基づき、利益相反の弊害を防止するとともに、有効な利益相反管理の方法について、適宜見直しを図ってまいります。

以上